

障害者総合支援法に基づく就労選択支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 楽晴会（以下「事業者」という。）が設置する指定障害福祉サービスの就労選択支援（以下「指定就労選択支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労選択支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定就労選択支援の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 障害者総合支援法に基づく指定就労選択支援の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労選択支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者就労トライアルセンターボイス
- (2) 所在地 青森県三沢市大字三沢字堀口164-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護及び指定就労継続支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 就労選択支援員 1名以上

短期間の生産活動等を通じてアセスメントを行い、適切な就労選択支援の提供にあたる。アセスメント結果の作成に当たっては、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施する。また、アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行うとともに協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施する。

(営業日、営業時間及び作業内容等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。

ただし、施設外支援、施設外実習の際は、原則その職場が指定する勤務日・時間をもってサービス提供日及びサービス提供時間とする。なお、職場実習等においては、公共職業安定所等との連携をとるものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は10名とする。

(主たる対象者)

第7条 多機能型サービス事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）
- (4) 発達障害者（18歳未満の者を除く）
- (5) 難病等対象疾患対象者（18歳未満の者を除く）

※ただし、15歳以上のみなし障害者は対象とする場合がある。

(サービスの内容)

第8条 事業所で行う指定就労選択支援の内容は、次のとおりとする。

- (ア) アセスメントの実施
- (イ) 多機関によるケース会議の開催
- (ウ) アセスメント結果の作成
- (エ) 事業者等と連絡調整
- (オ) 生活相談
- (カ) 健康管理
- (キ) 訪問支援
- (ク) 送迎サービス

(ア) から (ク) に附帯するその他必要な支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労選択支援を提供した際は、市町村が定める負担上限月額範囲において利用者から当該指定就労選択支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労選択支援を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、指定就労選択支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

この場合の利用料金については別に定める。

(1) 食事の提供に要する費用 1食500円

但し、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食400円とする

(2) 日用品費 実費

(3) その他サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、同意を得るものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 事業所における通常の事業実施地域は、次のとおりとする。

三沢市、上北郡（おいらせ町、東北町、六戸町）とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外での火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) 設備・器具等を適切に使用すること。
- (5) 他、管理者が必要に応じて定めること。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定就労継続支援等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

- 第17条 提供した指定就労継続支援等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、事業所窓口とともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し誠意をもって苦情解決に努める事とする。
- 2 提供した指定就労継続支援等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により青森県知事が、また、法第48条第1項の規定により青森県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及利用者等からの苦情に関して市町村又は、青森県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の

保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（身体拘束等の禁止）

- 第 19 条 事業所は、指定就労継続支援等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

- 第 20 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- （1）虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。
 - （2）成年後見制度の利用支援
 - （3）苦情解決体制の整備
 - （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

- 第 21 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- （1）採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - （2）継続研修 年 2 回以上
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援等の提供を終了した日から10年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 事業者は、適切な指定就労継続支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は契約者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、2025年10月1日から施行する。

この規定は、2026年 1月 1日から施行する。